

○総務省令第四十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務省令で定める期間）

第一条の十五の二 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務省令で定める期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。ただし、次条第二項又は第三項の規定によ

り法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条において「申出書等」という。）を提出した都道府県、市町村又は特別区（次条から第一条の十七の二までにおいて「都道府県等」という。）が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条から第一条の十七の二までにおいて「指定」という。）を受ける場合は、当該指定をした日から同日以後最初に到来する九月三十日までの期間とする。

第一条の十六の見出し中「申出書の提出方法等」を「申出書等の提出方法」に改め、同条第一項中「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を「毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下この項及び第一条の十七の二第一項第一号において「指定対象期間」という。）とする指定」に、「都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、「を「都道府県等は、当該指定に係る」に、「法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。）を「申出書等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定を受けて」を「現に

指定を受けて」に、「（前項の指定対象期間において）」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について）」に改め、「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）」に、「第一項」を「前項」に、「前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の」を「毎年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「（既に）」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について既に）」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第一条の十七の見出し中「申出書の記載事項等」を「総務省令で定める事項」に改め、同条第一項中

「第一号寄附金の募集の適正な実施」を「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する基準への適合性」に改め、「事項（」の下に「都道府県等が」を加え、「次項第四号」を「次条第一項第一号」に、「及び第四号から第六号まで」を「第二号及び第五号から第七号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第三十七条の二第二項第六号及び第三百十四条の七第二項第六号に掲げる基準に適合する旨  
第一条の十七第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の総務省令で定める書類）

第一条の十七の二 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

2 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

第二条の三第二項第九号中「第二条の三の五第三項第二号」を「第二条の三の五第四項第三号」に改める。

第二条の三の五第二項中「第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第三項」を「第四十五条の三の三第五項及び第三百十七条の三の三第五項」に改め、同条第三項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」を「第四十五条の三の三第二項第三号及び第四号並びに第三百十七条の三の三第二項第三号及び第四号」に改め、同項第二号中「である特定親族」の下に「(法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者の特定親族にあつては、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「である扶養親族」の下に「(法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者にあつては、年齢十六歳未満の者又は法第三十四条第一項第十一号及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族(次条第一項第三号において「控除対象扶養親族」という。))」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 特定配偶者の氏名 法第四十五条の三の三第一項第二号及び第三百十七条の三の三第一項第二号に

規定する特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の特定配偶者にあつては、退職手当等を有する者に限る。次条において同じ。）の氏名

第二条の三の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十五条の三の三第二項第二号及び第三百十七条の三の三第二項第二号に掲げる記載事項は、法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者が記載するものとする。

第二条の三の六第一項中「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第二項第五号及び第三百十七条の三の三第二項第五号」に改め、同項第二号中「（法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）」を削り、同項第三号中「退職手当等に係る所得を有する者」を

「控除対象扶養親族（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職手当等を有する者に限る。）」に改め、同項第

四号中「退職手当等に係る所得を有する者であつて、」を削り、「もの」を「者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職手当等を有する者に限る。）」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

第二条の三の六第九項、第十項及び第十一項中「第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項」を「第四十五条の三の三第三項及び第三百十七条の三の三第三項」に改める。

第二条の三の七中「第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項及び第三百十七条の三の三第五項」に改める。

第三条の二の二第一項中「第九条の八の五第三号」を「第九条の八の五第四号」に改める。  
第三条の七の次に次の二条を加える。

(法第七十一条の二十五第一項の利子割清算基準額)

第三条の七の二 各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第一項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。次項において同じ。）を計算する場合において千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 総務大臣は、毎年度、当該年度の各道府県ごとの利子割清算基準額を告示するものとする。

(法第七十一条の二十五第三項の所得の金額に相当する金額)

第三条の七の三 法第七十一条の二十五第三項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年の末日の属する年度（以下この条において「当該年度」という。）の翌年度の市町村税課税状況等の調第五十八表の副題「第12表関係 (1) 課税額金額調整に関する調」の表側「課税額調整」のうち「引当」、表頭「引当」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額に、当該年度の翌年度の市町村税課税状況等の調第二十表の表側当該年度の「4円」から「12円」まで、表頭「調整」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を百分の六で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該年度の市町村税課税状況等の調第二十表の表側当該年度の前年度の

「1円」から「3円」まで、表頭「密蝨」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を百分の六で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた金額とする。

第四条の三の二第一項中「第二十四条の二の五第三号」を「第二十四条の二の五第四号」に改める。

第八条の五十四中「第九条の九に定める」を「渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定により料金を徴収する」に改める。

第八条の五十七第一項中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第八十号）」を加える。

第九条から第九条の十五までを削る。

第九条の十六（見出しを含む。）中「第七十七條の十二」を「第五十九條」に改め、同条を第九条とする。

第九条の十七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第七十七條の十三第一項」を「第六十條第一項」に改め、同条を第九条の二とし、同条の次に次のように加える。

第九条の三から第九条の十七まで 削除

第十条の二の七第一項中「第四十八条の十四の五第三号」を「第四十八条の十四の五第四号」に改める。

第十四条第一項の表第二号中「土地補充課税台帳」の下に「(法第三百八十一条第八項の規定によりみなされるものを含む。)」を加え、同表第五号を削り、同表第六号中「土地名寄帳」の下に「及び家屋名寄帳」を加え、同号を同表第五号とし、同表中第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第十五条の五の四(見出しを含む。)中「第三百八十二条第二項第二号」を「第三百八十二条第二項第四号」に改める。

第十五条の五の五を次のように改める。

(法第三百八十二条第二項第五号の総務省令で定める場合)

第十五条の五の五 法第三百八十二条第二項第五号に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 不動産登記規則第五百十八条の二第三号に掲げる相続人申告事項（次条第二項及び第四項第一号において「相続人申告事項」という。）に関する変更の登記若しくは更正の登記又は同令第五百十八条の二十九第一項若しくは第五百十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をした場合
  - 二 不動産登記規則第五百十八条の三十八第一項各号に掲げる事項が同項に規定する検索用情報管理ファイルに記録された場合（法第三百八十二条第二項第一号に掲げる場合を除く。）
  - 三 公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条、次条及び第十五条の五の八において「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合
- 第十五条の五の六第一項中「公示用住所」の下に「、不動産登記規則第五百十六条の二各号に掲げる事

項又は同令第五百五十六条の五各号に掲げる事項」を加え、同条第二項中「第二号及び第三号」を「第四号及び第五号」に改め、「部分」の下に「（第五号に係る部分にあつては前条第三号に掲げる場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、相続人申告事項とする。

第十五条の五の六に次の一項を加える。

4 法第三百八十二条第二項（第五号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 前条第一号に掲げる場合 相続人申告事項又は不動産登記規則第五百十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をした旨

二 前条第二号に掲げる場合 不動産登記規則第五百十八条の三十八第一項各号に掲げる事項

第十五条の五の八第二項中「第二号又は第三号」を「第四号又は第五号」に、「（第三号）」を「（第五号）」に改める。

第十五条の八を次のように改める。

(法第四百二十二条の三の総務省令で定める事項)

第十五条の八 法第四百二十二条の三に規定する総務省令で定める事項は、所有者の氏名又は名称並びに土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積とし、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積とする。

第十五条の九から第十五条の十四までを削る。

第十五条の十五(見出しを含む。)中「第四百六十三条の十五第一項第一号ホ」を「第四百四十八条第一項第一号ホ」に改め、同条を第十五条の九とする。

第十六条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改め、同条の表中「(種別割)」を削り、「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第二十四条の六の二中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

第二十四条の三十の五第一号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上

被保険者均等割額」に改め、同条を第二十四条の三十の六とし、第二十四条の三十の四の次に次の一条を加える。

(法第七百三条の四第三十一項ただし書及び第三十二項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法)

第二十四条の三十の五 法第七百三条の四第三十一項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第三十二項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(次項において「補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額」という。)が同条第三十一項に規定する子ども・子育て支援納付金課税限度額(次項において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。)を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定

資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を子ども・子育て支援納付金課税限度額として計算した子ども・子育て支援納付金課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十八項の標準子ども・子育て支援納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

第二十四条の四十第一項中「のうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを削り、第十号を第二号とし、第十一号を削り、同条第二項中「前項各号に」を「次に」に、「のうち、地方税関係法令の規

定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう」を「とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十条の十一の規定による資料の提供
- 二 法第五十三条第六十二項及び第六十三項の規定による通知
- 三 法第五十八条第六項の規定による通知
- 四 法第六十三条第二項から第四項までの規定による通知
- 五 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知
- 六 法第七十三条の十八第四項、第七十三条の二十一第三項及び第七十三条の二十二の規定による通知
- 七 法第二百九十四条第三項の規定による通知
- 八 法第三百十七条の規定による通知
- 九 法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知
- 十 法第三百八十九条第一項の規定による通知
- 十一 政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四

の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による通知

十二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による通知

十三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百十六条の二の規定による資料の提供

十四 国税通則法第七十四条の十二の規定による資料の提供及び第三百三十一条第二項の規定による通知

第二十四条の四十五の次に次の二条を加える。

（法第七百四十七条の六第四項の特定徴収金の納付又は納入の手續）

第二十四条の四十五の二 法第七百四十七条の六第四項に規定する特定徴収金の納付又は納入の手續のう

ち総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第二項の規定により行う書面等地方税関係申告等又は

第二十四条の三十九第三項の規定により行う書面等以外地方税関係申告等（政令第五十七条の五の二第

四項に掲げる地方税であつて、期限内に行われる申告等に限る。）と同時に行為れる第二十四条の四十

一第一号に掲げる事項の情報の送信とする。

（法第七百四十七条の六第四項の総務省令で定める金額）

第二十四条の四十五の三 法第七百四十七条の六第四項に規定する総務省令で定める金額は、一億円とす

る。

第三十一条の二の二中「道路運送車両法施行規則」の下に「(昭和二十六年運輸省令第七十四号)」を、「(道路運送車両法)」の下に「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を加える。

附則第二条の三を次のように改める。

### 第二条の三 削除

附則第二条の七の見出し中「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同条中「附則第九条第七項第二号」を「附則第九条第六項第二号」に改める。

附則第二条の七の二中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に改める。

附則第二条の八(見出しを含む。)中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に改める。

附則第二条の九(見出しを含む。)中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の十(見出しを含む。)中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第二条の十一の次に次の一条を加える。

(法附則第九条第二十六項の地域間連系線の整備等を行う者等)

第二条の十二 法附則第九条第二十六項に規定する一般送配電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施一般送配電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施一般送配電事業者をいう。第三項第一号において同じ。)とする。

2 法附則第九条第二十六項に規定する送電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施送電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施送電事業者をいう。次項において同じ。)とする。

3 法附則第九条第二十六項に規定する地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額として総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 系統整備等実施一般送配電事業者又は系統整備等実施送電事業者(以下この号において「系統整備等実施事業者」という。)が、法附則第九条第二十六項の電気工作物(当該系統整備等実施事業者が

整備又は更新の実施をするものに限る。以下この号において「電気工作物」という。）をその供給区域内に有する一般送配電事業者から、当該電気工作物を使用する期間において支払を受ける場合 託送回収金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第五号に規定する託送回収金相当金をいう。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 系統整備負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第六号に規定する系統整備負担金相当金をいう。）

附則第三条の二の二第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

附則第三条の二の二十三を附則第三条の二の二十四とし、附則第三条の二の二十二の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十六項第一号の政府の補助等）

第三条の二の二十三 政令附則第七条第二十六項第一号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る医療施設等施設整備費補助金とする。

附則第四条の九を削る。

附則第四条の八の二第一項及び第二項中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加え、同条第三項中「附則第十二条の二の七の二第四項」を「附則第十二条の二の八第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の七の二第六項」を「附則第十二条の二の八第六項」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改め、同条第八項中「附則第十二条の二の七の二第七項」を「附則第十二条の二の八第七項」に改め、同条を附則第四条の九とする。

附則第四条の九の二から第四条の十一までを削る。

附則第五条の見出し中「メタノール」を「可燃性天然ガス」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第九条の二第一項に規定する」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

附則第五条に次の三項を加える。

4 法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

6 法附則第十二条の三第一項第一号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブ

リッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

附則第五条の二第一項中「細目告示」を「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「細目告示」という。）」に改め、同条第九項中「第三項から前項まで」を「第七項、第十項又は前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項中「附則第十二条の三第二項第六号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、「該当する」の下に「同条第一項第二号に規定する」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「附則第十二条の三第二項第五号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、「要件に該当する」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

12 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして

定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

附則第五条の二第三項中「附則第十二条の三第二項第四号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、「要件に該当する」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加え、同項第二号中「第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（以下この条）」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。次号及び附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第二号及び第十三項第一号）」に改め、同項第三号中「第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条）」を「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第三号及び第十三項第二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物

質に係る部分を除く。)の基準とする。

9 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

附則第五条の二第二項中「該当する」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条において「旧細目告示」という。)」を「旧細目告示」に、「低排出ガス車認定」を「低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)第五条の規定による認定(以下この条及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。)」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物

質に係る部分を除く。)の基準とする。

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に

掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

附則第五条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超えて十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及

び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第五項及び第九項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

附則第五条の二の二中「法第百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改める。

附則第六条第十六項中「及び同法第十五条の四の四第一項の認定」を削り、同条第十七項中「、沈澱」を「、沈澱」に、「、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置」を「及び中和装置」に改め、同条第二十三項中「緊急地震速報受信装置」の下に「及び緊急遮断装置を同時に設置する場合のこれらのもの」を加え、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十一条第

十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十条第十項」を「附則第十五条第九項」に、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくは」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、」に改め、「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の下に「若しくはローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項各号中「附則第十五条第十二項」を「附則第十条第十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十二項第一号」を「附則第十五条第十一項第一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十三条第十七項第二号」を「附則第十一条第十六項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第三号」を「附則第十一条第十六項第三号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項第一号」を「附則第十一条第十七項第一号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十八項」に

改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項第一号中「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又は」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、」に改め、「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の下に「又はローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項第二号中「係る補助」の下に「又はローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項第十二項中「附則第十五条第十八項第一号」を「附則第十五条第十七項第一号」に、「次項並びに第四十六項第一号及び第二号」を「第四十五項」に、「若しくは」を「又は」に、「第四十四項第二号」を「第四十三項」に改め、「又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等」を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を削り、同条第四十四項中「附則第十五条第十八項第二号」を「附則第十五条第十七項第二号」に、「次に掲げる設備」を「エタノール製造設備（利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これ

らと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉碎器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

43 法附則第十五条第十七項第三号に規定する設備で総務省令で定めるものは、脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したものとする。

附則第六条第四十五項中「附則第十五条第十八項第三号」を「附則第十五条第十七項第四号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第十八項第三号」を「附則第十五条第十七項第四号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十四項」を「附則

第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第二十九項第二号」を「附則第十一条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十九項」に、「同条第二十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号イ」に、「次に掲げる太陽光発電設備」を「産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽

電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号ロ」に、「千キロワット」を「五千キロワット」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十五項第一号ロ」を「附則第十五条第二十四項第一号ハ」に、「二十キロワット」を「千キロワット」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第二十五項第一号ハ」を「附則第十五条第二十四項第一号ニ」に、「千キロワット」を「一万キロワット」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条中第六十項から第六十五項までを削り、同条第六十六項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第七十項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第

二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十五項第六号」を「附則第十一条第三十四項第六号」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項の表第一号中「附則第十一条第三十四項第一号」を「附則第十一条第三十三項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十四項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十四項第三号」を「附則第十一条第三十三項第三号」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第三十六項第一号」を「附則第十一条第三十五項第一号」に改め、同項を同条第七十八項中「附則第十一条第三十六項第二号」を「附則第十一条第三

三十五項第二号」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

74 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつてゐるものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつてゐるものでその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

附則第六条第八十一項中「附則第十一条第四十二項第一号」を「附則第十一条第四十一項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十三項」を

「附則第十一条第四十二項」に改め、同項第二号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第四号に掲げる施設等（改修（増築、改築又は模様替をいう。）が行われたもので、かつ、一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）又は同条第十三号に掲げる施設等（一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）の用に供する家屋

附則第六条第八十四項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項第二号中「道路法施行令」の下に「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を加え、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則

第十五条第四十項第一号」を「附則第十五条第三十九項第一号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十項第二号」を「附則第十五条第三十九項第二号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第四十六項に規定する総務省令」を「附則第十一条第四十五項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項第二号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十六項第一号」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項各号中「附則第十五条第四十三項」を「附則

第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十五条第五十項第一号」を「附則第十一条第四十九項第一号」に、「同条第五十一項」を「同条第五十項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十項第二号」を「附則第十一条第四十九項第二号」に、「電気自動車（法附則第十五条第四十五項）」を「電気自動車（法附則第十五条第四十四項）」に、「が法附則第十五条第四十五項」を「が同条第四十四項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に、「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十六項とする。

附則第七条第一項中「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十七項」に、「同条第四十項」を「同条第四十一項」に、「同条第四十三項」を「同条第四十四項」に、「同条第四十六項」を「同

条第四十七項」に、「同条第四十九項」を「同条第五十項」に、「同条第五十項及び第五十一項」を「同条第五十一項及び第五十二項」に改め、同条第二項中「第十六項第二号イ」を「第十七項第二号イ」に、「第二十一項第一号イ」を「第二十二項第一号イ」に、「第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ」を「第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ」に、「第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号ロ」を「第四十四項、第四十七項、第五十項、第五十一項第一号ロ」に、「第五十一項第一号ロ」を「第五十二項第一号ロ」に改め、同条第七項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第八項中「附則第十二条第二十項第三号」を「附則第十二条第二十一項第三号」に改め、同条第九項第二号イ中「附則第十二条第二十三項第一号」を「附則第十二条第二十四項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第二十三項第二号」を「附則第十二条第二十四項第二号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十三項第三号」を「附則第十二条第二十四項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十五項」に改め、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十二項第四号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十四項中「附則第

十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同条第十五項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十九項第二号ロ」に改め、同条第十七項第二号中「附則第十二条第四十八項第一号イ」を「附則第十二条第四十九項第一号イ」に改め、同項第三号中「附則第十二条第四十八項第一号ロ」を「附則第十二条第四十九項第一号ロ」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同号ロ中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十九項第二号ロ」に改め、同条第十九項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第二十項の表政令附則第十二条第一項第九号の項中「当該専有部分の」の下に「床面積の」を加え、同表政令附則第十二条第四項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第七項	人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区
-------------	--	--

	<p>該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積</p>	<p>分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>
<p>附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項の次に次のように加える。</p>	<p>政令附則第十二条第十六項第一号イ</p> <p>床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。</p> <p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の</p>
<p>政令附則第十二条第十六項第一号ロ</p>	<p>人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床</p>	

	面積	用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第二号	居住用専有部分に係る人の居住の用に供する専有部分（居住用専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下こ	併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

の号、第十八項第二号及び第三十九項第二号において「特定居住用専有部  
分」という。）のいずれ  
かの床面積

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十六項第一号イ及びロの項中「附則第十二条第十六項第一号イ」を「附則第十二条第十七項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号イの項中「附則第十二条第十六項第二号イ」を「附則第十二条第十七項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第三号イの項中「附則第十二条第十七項第三号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第四号ロの項中「附則第十二条第十七項第四号ロ」を「附則第十二条第十七項第四号ロ」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>政令附則第十二条第 十八項第二号</p>	<p>政令附則第十二条第 十八項第一号ロ</p>
<p>床面積</p>	<p>床面積</p>
<p>併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

に算入する。

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第二十項第三号の項中「附則第十二条第二十項第三号」を「附則第十二条第二十一項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第一号口の項中「附則第十二条第二十一項第一号口」を「附則第十二条第二十二項第一号口」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第二号イの項中「附則第十二条第二十一項第二号イ」を「附則第十二条第二十二項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第二号ロの項中「附則第十二条第二十一項第二号ロ」を「附則第十二条第二十二項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第二号の項中「附則第十二条第二十八項第二号」を「附則第十二条第二十九項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十九項の項中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十項」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第二号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第三十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項の項中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第三十七項」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号の項中「附則第十二条第三十八項第一号」を「附則第十二条第三十九項第一号」に改め、同項中欄中「床面積」の下に「（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立

的に区画された一の部分のいずれかの床面積」を加え、同項下欄中「する」を「し、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>政令附則第十二条第三十九項第二号</p>	<p>特定居住用専有部分のいずれかの床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>
-------------------------	---------------------------	---

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第三十九項第三号の項中「附則第十二条第三十九項第三号」を「附則第十二条第四十項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第一号口の項中「附則第十二

条第四十項第一号ロ」を「附則第十二条第四十一項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号イの項中「附則第十二条第四十項第二号イ」を「附則第十二条第四十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号ロの項中「附則第十二条第四十項第二号ロ」を「附則第十二条第四十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号の項中「附則第十二条第四十五項第二号」を「附則第十二条第四十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項の項中「附則第十二条第四十六項第二号」を「附則第十二条第四十七項」に改め、同表政令附則第十二条第四十九項第一号の項中「附則第十二条第四十九項第一号」を「附則第十二条第五十項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第一号ハの項中「附則第十二条第五十項第一号ハ」を「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第二号ロの項中「附則第十二条第五十項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第二号ハの項中「附則第十二条第五十項第二号ハ」を「附則第十二条第五十一項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ハの項中「附則第十二条第五十一項第一号ハ」を「附則第十二条第五十二項第一号ハ」に改め、同表

政令附則第十二条第五十一項第二号ロの項中「附則第十二条第五十一項第二号ロ」を「附則第十二条第五十二項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第二号ハの項中「附則第十二条第五十一項第二号ハ」を「附則第十二条第五十二項第二号ハ」に改める。

附則第七条の二の見出し中「ところにより証明がされた家屋」を「政府の補助等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法附則第十五条の十一第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、バリアフリー環境整備促進事業のうち既存建築物バリアフリー改修事業に係る補助とする。

附則第七条の二に次の二項を加える。

2 法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項に規定する建築物移動等円滑化基準又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が

行われた家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされたものとする。

3 法附則第十五条の十一第一項の総務省令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により法附則第十五条の十一第一項に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない家屋であつて、当該利便性等向上改修工事により建築物移動等円滑化基準に適合することとなる部分（同法第十七条第三項に規定する基準に適合することとなる部分を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十三条各号に掲げる建築物の部分のみであるものとする。

附則第七条の三の見出し中「附則第十二条の四第四項第一号」を「附則第十二条の三第四項第一号」に改め、同条第一項中「附則第十二条の四第四項第一号イ」を「附則第十二条の三第四項第一号イ」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の四第三項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第十二条の四第四項第一号ロ」を「附則第十二条の三第四項第一号ロ」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の四第三項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に

改め、同条第三項中「附則第十二条の四第七項第二号ロ」を「附則第十二条の三第七項第二号ロ」に改め、同条第五項の表第一号ロ、第六項及び第七項中「附則第十二条の四第三項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同条第十項中「附則第十二条の四第十三項」を「附則第十二条の三第十三項」に改め、同条第十一項中「附則第十二条の四第十八項」を「附則第十二条の三第十八項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の四第十五項第一号」を「附則第十二条の三第十五項第一号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の四第十一項第二号」を「附則第十二条の三第十一項第二号」に改める。

附則第七条の三の次に次の一条を加える。

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の四 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和五年十二月三十一日において共有持分を有していた法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和五年十二月三十一日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取扱した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のう

ち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の

三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 令和五年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標

---

有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和五年十二月三十一日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（令和六年一月一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の

---

準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 当該被災共用土地の面積

D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

---

割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が令和五年十二月三十一日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した

---

---

同条第四項第一号イに規定する相続人等  
(同条第三項第三号又は第五号の規定に  
より相続人等から特定共有持分を取得し  
た相続人等を含む。以下この項において  
「相続人等」という。)で令和八年度又  
は令和九年度に係る賦課期日において当  
該被災共用土地の面積にその者の当該被  
災共用土地に係る特定共有持分の割合  
(当該相続人等に係る特例対象者につき  
相続人等が複数ある場合には、当該特例  
対象者に係る各相続人等の当該被災共用  
土地に係る特定共有持分の割合を合算し  
たものとする。以下この項において「相

---

<p>続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（令和六年一月一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該</p>	<p>㍑ <math>(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L) \} \times (1/G)</math></p> <p>ロ <math>(1/A) \times ((B \times E) / J)</math></p> <p>㍓ <math>J &lt; E \times (F + H)</math> である場合にはイの算式を用い、<math>J \geq E \times (F + H)</math> である場合にはロの算式</p>

共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存

---

した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）

D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和8年度又は令和9年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は

---

---

特定共有持分の割合を合算したものの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和8年度又は令和9年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和8年度又は令和9年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの

I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部

---

	<p>分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>Ｊ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ｋ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ｌ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和五年度に係る賦課期日において人</p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D)</p> <p>(算式の符号)</p>

<p>の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 令和六年一月一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和8年度又は令和9年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---	--

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項に

において「併用専有部分」という。）を令和五年十二月三十一日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものである。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災

共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

κ 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和六年一月一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の三第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合

の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	
当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$(1/A) \times ((B \times C) / D)$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
	E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
	F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
	G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部

		分の面積
第五項の表の第二号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
	$\left( \frac{1}{A} \right) \times \left\{ B \times \left( C + \left( 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F \right) \times \left( E \times G - C \right) \right) \right\} \div \left( E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I \right) + J + K$	$\left( \frac{1}{A} \right) \times \left[ \left\{ B \times \left( C + \left( 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F \right) \times \left( M \times G - C \right) \right) \right\} \div \left( M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I \right) \right] + J + K \times \left( M \times G - C - \left( 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F \right) \times \left( M \times G - C \right) \right) \div \left( M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I \right) \right] \div L \left. \right\} \times \left( \frac{1}{G} \right) + N$
	$\left( E \times G - C - \left( 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F \right) \times \left( E \times G - C - \left( 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F \right) \times \left( E \times G - C \right) \right) \right) \div \left( E \times H - 200 \right)$	$\left( E - M \right) \div O \left. \right] \times \left( E - M \right) \div O \left. \right]$

	$\frac{\text{平方メートル} \times I)}{L} \} \times (1/G)$	
	$(1/A) \times ((B \times E) / J)$	$(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E - M) / O)$
	$E \times (F + H)$	$M \times (F + H)$
	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>

第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
-----	-------------	-------------------------------

9 法附則第十六条の三第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項各号列記以外の部分	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
第四項第一号	被災共用土地	特定仮換地等
	同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）の規定により読み替

	<p>含む。次号において同じ。）</p>	<p>えて適用される同条第一項</p>
<p>第四項第二号</p>	<p>被災共用土地 附則第十六条の三第一項</p>	<p>特定仮換地等 附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>
<p>第五項の表以外の部分</p>	<p>被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋</p>	<p>特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋</p>
<p>附則第十六条の三第三項</p>	<p>同項の 被災共用土地に係る持分</p>	<p>附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項</p>
<p>同項の</p>	<p>被災共用土地に係る持分</p>	<p>同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の</p>
<p>被災共用土地に係る持分</p>	<p>被災共用土地に係る持分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共</p>

第五項の表の第一号				の割合
	被災共用土地に係る次の	用土地に係る持分の割合		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分		
	被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分		
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税		
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積		
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	第五項の表の第二号	

被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地

第五項の表の第三号	
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分

表の第一号の項	前項の表の第五項の	前項の表以外の部分			第七項			
		被災共用土地に係る被災の割合	被災共用土地に係る持分の割合	区分所有家屋	被災共用土地に係る被災	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地の面積
被災共用土地に係る被災	被災共用土地の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地の面積	
被災共用土地に係る被災	被災共用土地の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地の面積	

	区分所有家屋	用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共

	区分所有家屋	用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
	住宅地	
前項の表の第六項の	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
項	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋

附則第八条の三の三を削る。

附則第八条の三の四の見出し中「メタノール」を「可燃性天然ガス」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「第十五条の九第一項に規定する」及び「(第四項及び附則第八条の三の五において「自動車検査証」という。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を附則第八条の三の三とする。

法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道

路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項、第五項及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

附則第八条の三の五第五項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「要件に該当する」の下に「同項に規定する」を加え、同項第二号中「第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改め、同項第三号中「第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（次項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）を「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交

通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条において「旧細目告示」という。)」を「旧細目告示」に、「低排出ガス車認定」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(第七項第一号及び次条において「低排出ガス車認定」という。)」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 法附則第三十条第三項に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

5 法附則第三十条第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6 法附則第三十条第三項に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百九十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応

じ、当該各号に定める同法第一百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第八条の三の五第一項の次に次の一項を加え、同条を附則第八条の三の四とする。

- 2 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示による改正前の細目告示（次項、第五項及び第七項第一号ロにおいて「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の

適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（第五項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

附則第十三条の三第二項第一号口中「第二十条の二第二十二項」を「第二十条の二第二十項」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十二項若しくは第二十三項」に、「同条第二十三項又は第二十四項」を「同条第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十条の二第二十三項又は第二十四項」を「第二十条の二第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第五項の表第二項の項及び第三項の項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同条第八項中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第九項」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十項第二号中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に改め、「第五項」を「第六項」に、「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十三項」に、「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に改め、同条第十二項中「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十三条の四第三項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第二十二條の二第五項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第二十二條の三の見出し及び同条中「附則第三十一条第七項」を「附則第三十一条第六項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次」を「附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合 次」に改め、同号イ中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項又は第五項」を「同条第三項又は第四項」に改め、同号ロ中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に改め、同号ハ中「附則第三十一条第四項第二号」を「附則第三十一条第三項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同条第四項第二号」に、「附則第五十一条第四項又は第五項」を「附則第五十一条第三項又は第四項」に改め、同号ニ中「附則第三十一条第五項第三号」を「附則第三十一条第四項第三号」に、「附則第五十一条第五項」を「附則第三十一条第四項」に、「附則第三十一条第五項第一号」を「附則第三十一条第四項第一号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第

五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合 次」を「附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合 次」に改め、同号イ及びロ中「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号ハ中「附則第三十一条第六項第一号」を「附則第三十一条第五項第一号」に、「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号ニ中「附則第三十一条第六項第二号」を「附則第三十一条第五項第二号」に改め、同号を同条第三号とする。

附則第二十三条を削る。

附則第二十三条の二の見出し中「附則第三十二条の二」を「附則第三十二条第二項」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十二条の二第二項」を「附則第三十二条第二項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等の所有者」を「法附則第五十四条第一項に規定する政令で定める自動車（以下この条において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の所有者」に改め、「又は第四百四十四条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「、個人番号又は法人番号」を「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人

番号をいう。以下イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イにおいて同じ。）に、「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「当該対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同号ロ及びハ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項」を「対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第一項」に改め、同号ニ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十四条第一項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に改め、同号ホ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十四条第一項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に改め、同号ヘ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車」に、「法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イ」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項」に改め、「引取業者」の下に「（第三号及び第四号において「引取業者」という。）」を加え、同号ト中「法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域内の自動車をいう。以下ト及び次号において同じ。）が対象区

域内用途廃止等自動車」に、「当該対象区域内自動車等」を「当該対象区域内自動車」に改め、同項第二号中「当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「当該自動車等」を「当該自動車」に改め、「同号イに規定する」を削り、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「当該自動車等」を「当該自動車」に改め、「同号イに規定する」を削り、同項を附則第二十三条とする。

附則第二十四条第一項第一号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十一項中「附則第三十三条第二十五項」を「附則第三十三条第二十二項」に、「同条第二十三項第一号」を「同条第二十項第一号」に、「同条第二十四項第二号」を「同条第二十一項第二号」に改め、同条第十二項中「附則第三十三条第二十九項」を「附則第三十三条第二十六項」に改め、同項第二号中「又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合」を「の規定の適用を受けようとする場合」に改め、同号イ中「又は政令附則第三十三条第

十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）、「又は被災償却資産」、「又は第十二項」及び「又は償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同号口中「又は被災償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同号ハ中「又は同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十二項」、「又は同条第十七項第三号若しくは第四号」及び「、同条第十七項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削り、同項第三号中「附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次」を「附則第五十六条第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次」に改め、同号イ中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同号ハ中「附則第三十三条第二十項第一号」を「附則第三十三条第十七項第一号」に改め、同号ニ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第十七項第二号」に、「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同号ホ中「附則第三十三条第二十項第三号」を「附則第三十三条第十七項第三号」に、「附則第三十三条第三号」に、「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に、「附則第三十三条第二十項第一号」を「附則第三十三条第十七項第一号」に改め、同項第四号中「附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次」を「附則第五十六条第十三項又

は第十四項の規定の適用を受けようとする場合 次」に改め、同号イ中「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に、「附則第五十六条第十四項又は第十五項」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同号ハ中「附則第三十三条第二十三項第二号」を「附則第三十三条第二十項第二号」に、「同条第二十六項第二号」を「同条第二十三項第二号」に、「附則第五十六条第十四項又は第十五項」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項」に改める。

附則第二十五条を次のように改める。

## 第二十五条 削除

附則第二十六条の見出し中「附則第三十五条第九項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く）」を「対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう）」に、「買主。以下この項」を「買

主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内軽自動車」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ）」を「法附則第五十八条第一項に規定する政令で定める三輪以上の軽自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等軽自動車」という）」に、「個人番号又は法人番号」を「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）」に、「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「当該対象区域内用途廃止等軽自動車」に改め、同号口中「当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十八条第十三項」を「対象区域内用途廃止等軽自動車の法附則第五十八条第一項」に改め、同号ハ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に改め、同号

二中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第三号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に改め、同号ホ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等軽自動車」に、「法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イ」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項」に改め、「引取業者」の下に「（第三号及び第四号において「引取業者」という。）」を加え、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車」に、「当該対象区域内自動車等」を「当該対象区域内軽自動車」に改め、同項第二号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第一号」に、「自動車等で」を「軽自動車で」に、「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」を「道路運送車両法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（次号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を廃止した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（次号及び第四号において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」に改め、同項第三

号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第二号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に、「当該自動車等」を「当該軽自動車」に改め、「同号イに規定する」及び「（以下この号において「引取業者」という。）」を削り、「解体軽自動車検査記録事項等証明書」を「軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車を対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」に、「当該自動車を」を「当該軽自動車を」に改め、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第三号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に、「当該自動車等」を「当該軽自動車」に改め、「同項第三号イに規定する」を削り、同項を同条第一項とし、同条第八項中「対象区域内軽自動車等のうち」を「対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の」に改め、「をいう」の下に「。以下この項各号において同じ。」をいう」を加え、「買主。以下この項」を「買主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内二輪自動車等」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等

二輪自動車等」を「法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）」に、「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第二項第二項」に改め、同号ハ中「当該」を削り、「附則第五十八条第六項第二号」を「附則第五十八条第二項第二号」に改め、同号ニ中「当該」を削り、「附則第五十八条第六項第三号」を「附則第五十八条第二項第三号」に改め、同号ホ中「当該」を削り、「又は」を「、又は」に改め、同号ヘ中「法附則第五十八条第三項に規定する対象区域内二輪自動車等」を「対象区域内二輪自動車等」に改め、同項第二号中「当該二輪自動車等が」を「対象区域内二輪自動車等が」に、「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同号イ中「附則第五十八条第六項第一号」を「附則第五十八条第二項第一号」に、「以下この号」を「ロ(1)及びハ(1)」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

- (1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 誓約書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類。(2)において「持出日証明書類」という。)

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

附則第二十六条第八項第三号中「当該二輪自動車等が」を「対象区域内二輪自動車等が」に改め、同号イ中「附則第五十八条第六項第一号」を「附則第五十八条第二項第一号」に、「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」を「道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（口(2)において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を

廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証するもの（ロ(1)及びハ(1)において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）に改め、同号ロ及びハを次のように改め、同項を同条第二項とする。

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証するもの（ハ(2)において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び法附

則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類。(2)において「持出日証明書」という。)

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

附則第二十六条第九項中「対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車」を「対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）」に、「買主。以下この項」を「買主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内小型特殊自動車」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」を「法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第三項」に改め、同号ハ中「当該」を削り、「附則第五十八

条第八項第二号」を「附則第五十八条第三項第二号」に改め、同号二中「当該」を削り、「附則第五十八条第八項第三号」を「附則第五十八条第三項第三号」に改め、同号ホ中「当該」を削り、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する」を削り、同項第二号中「附則第五十八条第八項第一号」を「附則第五十八条第三項第一号」に、「以下この項」を「次号及び第四号」に改め、同項第三号中「附則第五十八条第八項第二号」を「附則第五十八条第三項第二号」に改め、同項第四号中「附則第五十八条第八項第三号」を「附則第五十八条第三項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第一号の三様式を次のように改める。

**第一号の三様式 挿入**

第三号様式別表裏面を次のように改める。

**第三号様式別表裏面 挿入**

第六号様式別表四の四を次のように改める。

**第六号様式別表四の四 挿入**

第十六号の十様式中「田×(ロ)」を「15.0円×(ロ)」に改める。

第十六号の十二様式中「円 ×㉔」を「15.0円 ×㉔」に改める。

第十六号の十四様式中「送掛」を「15.0円」に改める。

第十六号の十六の三様式中「附則第四条の八の二」を「附則第四条の九」に、同様式の表中「第12条の2の7の2第3項」を「第12条の2の8第4項」に改め、同様式記載要領中「附則第12条の2の7の2第3項又は第4項」を「附則第12条の2の8第3項又は第4項」と、「附則第12条の2の7の2第4項」を「附則第12条の2の8第4項」に改める。

第十六号の三十の三様式中「附則第四条の八の二」を「附則第四条の九」に、「送掛」第12条の2の7の2第1項」を「附則第12条の2の8第1項」と、「附則第4条の8の2第8項」を「附則第4条の9第8項」に改める。

第十六号の四十三様式を次のように改める。

**第十六号の四十三様式 挿入**

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表 挿入

第二十四号様式を次のように改める。

第二十四号様式 挿入

第二十五号様式を次のように改める。

第二十五号様式 挿入

第二十五号の二様式を次のように改める。

第二十五号の二様式 挿入

第二十六号様式を次のように改める。

第二十六号様式 挿入

第二十七号様式を次のように改める。

第二十七号様式 削除

第二十八号様式を次のように改める。

第二十八号様式 挿入

第二十九号様式を次のように改める。

第二十九号様式 削除

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 挿入

第三十三号の四の二様式を削る。

第三十三号の五様式及び第三十四号様式中「(註三三)」を削る。

(地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正)

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成二十八年総務省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 令和八年度以後の各年度において、都道府県が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項、次項及び次条において「改正法」という。)附則第十一条の規定によ

りなお従前の例によることとされる自動車取得税について地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この条において「改正令」という。）附則第七条第五項本文の規定により市町村（特別区を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に交付すべき額（以下この条において「交付額」という。）を交付した後又は改正令附則第七条第六項第一号の規定により市町村に返還すべき額（以下この条において「返還額」という。）を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があったため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要がある場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第八条の二十七の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 交付額を増加し、又は返還額を減少する必要がある場合 当該錯誤に係る額（第三項及び第五項において「過少交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額に加算し、又は返還額から減額するものとする。

二 交付額を減少し、又は返還額を増加する必要がある場合 当該錯誤に係る額（第四項及び第五項

において「過大交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

- 2 前項の場合において、当該市町村に係る市町村道（改正法第二条の規定による改正前の地方税法第四百四十三条第一項に規定する市町村道をいう。以下この項において同じ。）の延長又は面積（改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第八条の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乗じて得た額とする。

算式挿入

- 3 第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七条第六項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみなして、同条第五項本文の規定を適用する。

4 第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七条第五項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第六項の規定を適用する。

5 第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第七条第五項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額（以下この項において「算定額」という。）から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第五項又は第六項第一号の規定により計算するものとする。

6 第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該錯誤に係る額とする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十五の次に一条を加える改正規定、同令第一条の十六（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）」に改める部分及び同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改める部分を除く。）、同令第一条の十七（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定 令和八年十月一日

二 第一条中地方税法施行規則第二条の三第二項第九号、第二条の三の五から第二条の三の七まで及び第

十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第四項の規定 令和九年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十第一項及び第二項の改正規定 令和九年五月一日

四 第一条中地方税法施行規則附則第三条の二の二第五項の改正規定 令和九年九月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第十三条の三の改正規定（同条第二項から第四項までに係る部分及び

同条第十一項中「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項」を「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十三条の四第三項及び第二十二条の二第五

項の改正規定 令和十年一月一日

六 第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十五の次に二条を加える改正規定 令和十年四月一日

七 第一条中地方税法施行規則第二十四条の六の二の改正規定 電気通信事業法及び日本電信電話株式会

社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日

八 第一条中地方税法施行規則第三条の二の二第一項、第四条の三の二第一項及び第十条の二の七第一項の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法

律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。附則第四条並びに第五条第七項及び第八項において「改正法」という。）第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間に係るこれらの規定による指定を受けようとする第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下この条、次条及び附則第五条において「新規則」という。）第一条の十五の二に規定する都道府県等は、同日前においても、同条、新規則第一条の十六第一項、第一条の十七及び第一条の十七の二の規定の例により、新規則第一条の十五の二に規定する申出書等を提出するものとする。

2 新規則第一号の三様式及び第三号様式別表裏面は、令和八年度分以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については、第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次条第四項、附則第四条から第六条までにおいて「旧規

則」という。) 第一号の三様式及び第三号様式別表裏面によることができる。

4 新規則第十七号の二様式別表は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第三条 新規則第十六号の十様式は、この省令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に地方税法(以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。)第四百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税に係る法第四百四十四条の十四第二項の納入申告書について適用し、施行日前に法第四百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税に係る法第四百四十四条の十四第二項の納入申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第十六号の十二様式は、施行日以後に法第四百四十四条の二第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは法第四百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義

務者が法第四百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税に係る法第四百四十四条の十八第二項の申告書について適用し、施行日前に法第四百四十四条の二第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは法第四百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が法第四百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税に係る法第四百四十四条の十八第二項の申告書については、なお従前の例による。

3 新規則第十六号の十四様式は、施行日以後に法第四百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税に係る法第四百四十四条の三十第一項の申請に用いる申請書について適用し、施行日前に法第四百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税に係る法第四百四十四条の三十第一項の規定の申請に用いる申請書については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にある旧規則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六の三様式又は第十六号の三十の三様式（次項において「旧様式」という。）により使用され

ている書類は、それぞれ新規規則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六の三様式又は第十六号の三十の三様式によるものとみなす。

5 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 令和八年度以後の各年度において、都道府県が改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割について地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号。以下この条において「改正令」という。）附則第四条第一項本文の規定により市町村（特別区を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に交付すべき額（以下この条において「交付額」という。）を交付した後又は改正令附則第四条第二項第一号の規定により市町村に返還すべき額（以下この条において「返還額」という。）を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があつたため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第九条の十五の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 交付額を増加し、又は返還額を減少する必要が生じた場合 当該錯誤に係る額（第三項及び第五項において「過少交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額に加算し、又は返還額から減額するものとする。

二 交付額を減少し、又は返還額を増加する必要が生じた場合 当該錯誤に係る額（第四項及び第五項において「過大交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

2 前項の場合において、当該市町村に係る市町村道（改正法第一条の規定による改正前の法第七十七条の六第一項に規定する市町村道をいう。以下この項において同じ。）の延長又は面積（改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があったことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）を錯誤があった年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乗じて得た額とする。

算式挿入

3 第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第四条第二項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみなして、同条第一項本文の規定を適用する。

4 第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第四条第一項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第二項の規定を適用する。

5 第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第四条第一項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額（以下この項において「算定額」という。）から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第一項又は第二項第一号の規定により計算するものとする。

6 第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当

該錯誤に係る額とする。

7 旧規則第十六号の四十三様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和八年度以後の年度の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 市町村は、法第三百四十一条第十号及び第十一号に規定する土地課税台帳及び土地補充課税台帳（法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳を含む。）の様式については、新規則第二十四号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 市町村は、法第三百四十一条第十二号及び第十三号に規定する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式については、新規則第二十五号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 市町村は、法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の様

式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳及び法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によって市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の様式については、新規則第二十六号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

6 市町村は、法第三百八十七条第一項の規定によって備えなければならないこととされる土地名寄帳及び家屋名寄帳の様式については、新規則第二十八号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

7 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第八項に規定する車両に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第二十四項の規定は、なおその効力を有する。

8 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその

効力を有することとされた同法第一条による改正前の法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条 旧規則第三十三号の四の様式、第三十三号の五様式又は第三十四号様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第七条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「令和三年度から令和八年度までの間」を「令和八年度」に改め、同条中「令和三年度から令和八年度までの間」を「令和八年度」に、「4 地方特別交付金」を「5 地方特別交付金」に、「9 地方特別交付金」を「8 地方特別交付金」に改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の目の欄中

「1 環境性能割」

「2 種別割」

を「1

自動車税」に改め、同表都道府県の款の欄中「15 都（道府県）債」を「16 都（道府県）債」に改

め、「3 地方譲与税」の款から「14 諸収入」の款までを一号ずつ繰り下げ、同表都道府県の欄中

「 2 地方消費税清算金

1 地方消費税清算金

1 地方消費税清算金

を

「 2 利子割清算金

1 利子割清算金

1 利子割清算金

3 地方消費税清算金

1 地方消費税清算金

1 地方消費税清算金

に改

め、同表市町村の目の欄中

「1 環境性能割

を「1 軽自動車税」に改め、同表市町村の欄中

2 種別割」

「 8 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金

9 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

を

「 8 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

に改

ぬ、同表市町村の款の欄中「10 地方交付税」や「9 地方交付税」に於て、「11 交通安全対策特別交付金」の款から「21 市(町村)債」の款までを「繰り上げ」、同表の備考1中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」や「5 地方特例交付金」を「6 地方特例交付金」に、「3 地方譲与税」や「4 地方譲与税」に、「4 市町村たばこ税都道府県交付金」や「5 市町村たばこ税都道府県交付金」に於て、同表の備考2中「9 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」や「8 地方特例交付金」を「12 地方特例交付金」に

「7 地方消費税交付金」	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	
8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 地方消費税交付金	や
	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	」

「 7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	」
「 10 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	」
11 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引取税交付金	」

「 10 軽油引取税交付金			
	1 軽油引取税交付金		
		1 軽油引取税交付金	
		2 旧法による軽油引取税交	
		付金	

「12 国有提供施設等所在市町村助成交付金」を「11 国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 9 ゴルフ場利用税交付金			
	1 ゴルフ場利用税交付金		
10 環境性能割交付金		1 環境性能割交付金	
			「 10 ゴルフ場利用税交付金
			を

11 利子割精算金

1 利子割精算金

1 ゴルフ場利用税交付金

に改め、同表都道府県の項の欄中「8 地方消費税交付金」を「9

地方消費税交付金」に改め、「4 利子割交付金」の項から「7 法人事業税交付金」の項および「5 地方消費税交付金」の項を削除し、「6 地方消費税交付金」の項を「4 利子割交付金」の項に改め、同表都道府県の項の欄及び目の欄中の繰り下げ、同表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 3 利子割精算金

「 3 地方消費税清算金

1 地方消費税清算金

を

4 地方消費税清算金

1 利子割清算金	
1 地方消費税清算金	に改める。

別記歳入予算に係る節の区分の表節の欄中「及び項の区分を軽自動車税とし田の区分を環境性能割とす

るもの」を削り、同表款の区分の欄中「地方消費税清算金」を

「地方消費税清算金」及び「環境性能割交付金」を「地方特例交付金」に改める。

交付金

を「地方特例交付金」に改める。

金」

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和七年総務省令第三十号)の一部を次のように改正する。

地方税法施行規則第二十四条の四十の次に一条を加える改正規定中「の種別割」を削り、「第七百七十七  
条の十一第二項」を「第五十八条第二項」に、「第四百六十三条の十八第二項」を「第四百五十一条第  
二項」に改める。